



おいしい山形 インフォメーション

お知らせ

山形県へのお支払いが コンビニ納付・キャッシュレス決済 対応になります

これまで、県が発行する納入通知書は金融機関窓口での現金収納のみ対応でしたが、3月3日(月)以降に発行する納入通知書から、

- ①コンビニエンスストアやドラッグストアなどでの現金納付
- ②スマートフォンアプリでのネットバンキングによる納付
- ③Webサイトでのクレジットカード決済・ネットバンキングによる納付に新たに対応します。これにより、いつでもどこでも納付していただくことが可能になります。対象となる納入通知書には、バーコードが印字されます。

詳しくはこちら▶



④ 会計局会計課
☎023-630-2342

車検の際の納税確認が 「簡単・便利」になります！

県では、4月1日(火)から「山形県自動車税納税状況Web確認システム」の運用を開始します。

このシステムを利用すると車検の際に、自動車税種別割(山形県税に限る)の納付が済んでいるかを、いつでもどこでも確認することができます。

利用登録は不要で、どなたでもお使いいただけます。

詳しくはこちら▶



④ 税政課 ☎023-630-3347

車検証の住所変更について

自動車をお持ちの方は、住所が変わった場合、車検証の住所変更の手続きが必要です。3月末までに手続きが完了しないと、新しい住所に自動車税種別割納税通知書が送付されません。通知書が届かないと納税ができず、車検を受けられない場合がありますのでご注意ください。

◆問合せ先

山形ナンバー	庄内ナンバー
山形運輸支局 ☎050-5540-2013	庄内自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2014

3月末までに手続きが終わらない方は、各総合支庁税務担当課へ自動車税種別割住所変更届出書を提出してください。

◆ 税政課

☎023-630-2068



運転免許証を返納した方を サポート

県では、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境をつくるため、65歳以上の方を対象に「山形県運転免許証自主返納者等サポート事業」を実施しています。ステッカーの貼ってある県内の協賛店で運転経歴証明書などを提示すると、特典やサービスを受けることができます。協賛店はこのステッカーが目印です。



また、運転免許証を自主返納した方への支援のため、特典やサービスを提供していただける事業者などを募集しています。協賛店や申請方法など詳しい情報は、県ホームページをご覧ください。

◆ 消費生活・地域安全課

☎023-630-2460



マイナンバーカードを 運転免許証として 利用できるようになります

道路交通法の改正により、3月24日(月)から、希望する方はマイナンバーカードと運転免許証が一体になったマイナ免許証を持つことができます。

◆ 免許証の保有は選べる3タイプ

- 免許証のみ
- マイナ免許証のみ(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
- 免許証とマイナ免許証の両方

◆ マイナ免許証のメリット

- 住所・氏名の変更手続きがワンストップ化され、市町村に届け出れば警察への変更届出が不要(マイナ免許証のみ保有の方)
- マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能(優良運転者講習・一般運転者講習対象の方)

◆ いつ手続きできるの？

免許の新規取得、免許更新、再交付の手続の際に変更できるほか、いつでも変更手続き可能です。

◆ 準備することは？

手続きのため、県総合交通安全センターまたは警察署でマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要となります。6~16桁の署名用電子証

明書暗証番号を予め準備してください。

④ 県総合交通安全センター

☎023-655-2150

音声ガイダンス【8】を選択

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ

旧優生保護法による優生手術などを受けた方を対象に補償金などが支給されます。配偶者やご遺族の方も支給の対象となる場合があります。

請求方法など
詳しくはこちら▶



④ 健康福祉企画課

☎023-630-2459(専用ダイヤル)

使って便利！楽しさいろいろ 「県立図書館の電子書籍サービス」 をご利用ください！

県立図書館では、来館しなくてもスマートフォンなどで本を読むことができる「電子書籍サービス」を令和6年11月から開始しました。

電子書籍は、インターネットに接続できる環境であれば、時間や場所に縛られず、いつでもどこでも読書を楽しむことができます。

一部の電子書籍には、音声読み上げや文字サイズを変更できるものがあり、印刷された活字を読むことが難しい方も読書を楽しむことができます。

ご利用には、県立図書館の利用カード(カード番号とパスワード)が必要です。利用カードの申込み(利用登録)は、郵送やオンラインでも受け付けています。

◆ 電子書籍サービスについて

詳しくはこちら▶



◆ 利用カード申込み(利用登録)について

詳しくはこちら▶



④ 県立図書館

☎023-631-2523

3月は「自殺対策強化月間」です

心の健康に関する相談をお受けします。一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

◆ こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570-064-556

◆ 受付時間 月～金曜日(祝日除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時
※3月1日(土)から7日(金)は土日を含め午前9時から午後5時まで受付をします。

盛土規制法の規制が始まります!!

令和7年4月から、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づく規制が始まります。規制が始まると、県内全域で一定規模を超える盛土や切土を行う際に、あらかじめ許可が必要となります。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など盛土などが行われれば人家などに危害を及ぼしうるエリア

【許可が必要な盛土等】

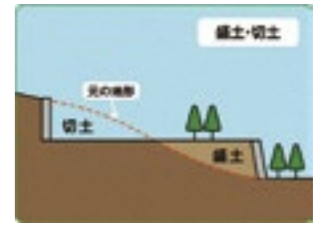
- ◎盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
- ◎切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
- ◎盛土または切土をする土地の面積が500㎡超となるもの など

特定盛土等規制区域

地形などの条件から、盛土などが行われれば人家などに危害を及ぼしうるエリア

【許可が必要な盛土等】

- ◎盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの
- ◎切土で高さが5m超の崖を生ずるもの
- ◎盛土または切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの など



(国交省資料を元に作成)

盛土規制法の制度概要や詳しい規制区域図、許可申請の手続きについては、県ホームページよりご確認ください。

④ 管理課 ☎023-630-2436



◆ こころの健康相談@山形

LINEを利用した相談窓口を毎日午後6時30分から午後10時まで開設しています。

アカウントはこちら▶



④ 地域福祉推進課

☎023-630-2269

ひきこもりで悩んでいませんか？

「自立支援センター単立ち」では、ひきこもり状態にあるご本人やご家族からの相談を無料で受け付けています。

◆ 場所 県精神保健福祉センター(山形市)

◆ 相談時間

電話	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時
来所	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 ※要電話予約

◆ 電話番号 ☎023-631-7141

また、ひきこもりに関する相談は、県内各保健所でも受け付けています(平日午前8時30分～午後5時15分)。最寄りの保健所精神保健福祉担当まで、ぜひご相談ください。

◎ 村山保健所 ☎023-627-1184

(村山地域で山形市以外に居住の方)

◎ 山形市保健所 ☎023-616-7275

(山形市居住の方)

◎ 最上保健所 ☎0233-29-1266

◎ 置賜保健所 ☎0238-22-3015

◎ 庄内保健所 ☎0235-66-4931

山形県 ひきこもり相談

④ 障がい福祉課

☎023-630-2240

自転車は安全・適正に 利用しましょう

◆ 自転車保険に加入しましょう

本県条例に基づき、自転車を利用する場合は自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務となっています。万が一の自転車事故や損害賠償に備えて、必ず加入しましょう。また、更新忘れが無いかも確認しましょう。

◆ ヘルメットを着用しましょう

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方のうち、約半数が「頭部」に致命傷を負っています。大切な命を守るため、自転車に乗る全ての皆さんが、自転車ヘルメットをしっかりと着用しましょう。

高校生を対象とした、購入費用助成事業も実施しています！詳しくは県ホームページをご覧ください。

④ 消費生活・地域安全課

☎023-630-2460

